|  |
| --- |
| アマチュア局再免許申請書（特例様式）年　　月　　日関東総合通信局長　殿 |
|  | 収入印紙をはるところ（3,330円）（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。） |  |
| アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）また、免許を受けたら、免許の証明書をください。（また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注２））記１　申請者（注３） |
|  | 住　所 | 〒（　　－　　） |  |
| 国籍（外国人のみ記載）〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |
| 　　 |
| ２　電波法第５条に規定する欠格事由（注４）

|  |  |
| --- | --- |
| 電波法又は放送法に基づく処分歴等（法第５条第３項） | □有　　□無 |

３　免許に関する事項（注５） |
|  | ①　無線局の種別及び局数 | アマチュア局　　１局 |  |
| ②　呼出符号 |  |
| ③　免許の番号 | Ａ第　　　　　　　　　　　号 |
| ④　免許の年月日 | 　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| ⑤　希望する免許の有効期間 | □５年□　　年　　月　　日まで（５年未満の希望する日） |
| ⑥　備考 |  |
| ４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注６） |
|  | ①　電波利用料の前納の申出の有無 | □有　　　　□無（毎年納付） |  |
|  | ②　電波利用料の前納に係る期間 | □無線局の免許の有効期間まで前納します（５年分納付）。□３年（４年分納付）　□２年（３年分納付）□１年（２年分納付） |
| ５　申請の内容に関する連絡先 |
|  | 氏　名 | フリガナ |  |
| □上記１と同じ |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

備考　この様式は、人工衛星局等のアマチュア局でないもの及び無線局事項書及び工事設計書の添付を省略するものに限り使用することができる。

注１　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２ 申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

３　１の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2)　申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3)　申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

４　２の欄は、法第５条第３項に規定する欠格事由（電波法又は放送法に基づく処分歴等）の有無について、該当する□にレ印を付けること。

５　３の欄は、次によること。

(1)　⑤の欄は、該当する□にレ印を付けること。５年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。

(2)　⑥の欄は、次によること。

ア　２の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

６　４の欄は、施行規則第51条の10の６第３項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。

(1)　①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2)　②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にレ印を付けること。

７　免許事項証明書又は申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

８　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。